



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び大和高田市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例(介護保険課)…………… 2

規則

- ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則(企画広報課)…………… 3
- 大和高田市篤志者感謝状規則の一部を改正する規則(秘書課)…………… 4
- 大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則(企画広報課)…………… 5

訓令

- 大和高田市決裁規程等の一部を改正する訓令(企画広報課)…………… 10

告示

- 電子公印の使用(財産管理課)…………… 11
- 大和高田市新規就農者応援補助金交付要綱(産業振興課)…………… 12
- 大和高田市国民保護協議会運営要綱等の一部を改正する告示(企画広報課)…………… 16
- 市民税等の収納事務の委託(収納対策室)…………… 16
- 指定代理納付者の指定(〃)…………… 17
- 職権による消除(市民課)…………… 17
- 引取りのない自転車等の処分(生活安全課)…………… 17
- 違反広告物の除却・保管(都市計画課)…………… 18
- 公示送達(収納対策室)…………… 18
- 平成30年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)等の公表(財政課)…………… 19

公告

- 農用地利用集積計画の縦覧(産業振興課)…………… 20
- 農用地利用集積計画の縦覧(〃)…………… 21
- 大和高田市消防団第7分団車庫兼詰所建替工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)…………… 21

教育委員会

- 教育委員会5月定例委員会の招集(教育総務課)…………… 23

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)…………… 24

農業委員会

- 農業委員会5月定例委員会の招集(農業委員会)…………… 24
- 農業委員会6月定例委員会の招集(〃)…………… 24

公営企業

- 水道事業指定給水装置工事事業者の廃止(水道総務課)…………… 25
- 水道事業指定給水装置工事事業者の指定(〃)…………… 25
- 測量業務委託(池田・有井・大中東町)に関する条件付き一般競争入札公告(〃)…………… 25

○測量業務委託(西町・大中東町・内本町)に関する条件付き一般競争入札公告(〃)……………28
正誤
 ○平成30年4月10日付け大和高田市公報第351号(原稿誤り)……………30
 ○平成30年5月10日付け大和高田市公報第352号(原稿誤り)……………31

公布された条例のあらまし

◇大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び大和高田市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 理由
 介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことを受け、当該省令を参酌して定めている2条例について、規定の整備を行うものです。
- 2 内容
- ・ 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
 - ① 介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者に定義規定を加えます。
 - ② 再度の省令改正により訂正された規定に倣って、規定を改めます。
 - ③ 第5条の改正に伴う規定整備を行います。
 - ・ 大和高田市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正
 - ① 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請ができる者の範囲を拡大します。
- 3 施行期日
 公布の日

条 例

条例第19号

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び大和高田市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年5月10日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び大和高田市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例

(大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第46条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第190条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)」を「施行規則」に改める。
 (大和高田市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正)
 第2条 大和高田市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例(平成24年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請に限る。」を加える。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第18号

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則
 ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則(平成20年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「寄附申出書」を「寄附申出書」に改め、「寄附金の払込みは納付書により」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に提出の必要がないと認める場合は、他の方法により申出を行うことができる。

第4条中第2項を削る。

第5条第1項中「10,000円」を「5,000円」に改め、同項本文中「寄附者」の次に「のうち、本市に住所を有しないもの」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定に関わらず、法人に対しては記念品を贈呈しない。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

ふるさと大和高田応援寄附申出書

_____年 月 日

大和高田市長 様

私は、下記のとおり寄附というかたちで大和高田市のまちづくりへの参加を申し出ます。

住所/所在地(〒 _____)

申出者 _____

(ふりがな)

氏名/名称 _____ 性別 _____

電話番号 _____

E-mail _____

1 寄附金額 _____ 円

2 寄附方法(いずれか1つにチェックをお願いします。)

- 納付書払い 後日、納付書を郵送します。
- 口座振込 後日、口座番号等を郵送でお知らせします。
- 現金書留 下記の申出窓口宛に、この申出書を同封の上、郵送願います。
- 直接来庁 年 月 日 時頃来庁

(来庁日が確定されている場合は、日時をお知らせください。)

※クレジットカード決済を希望される方は、ポータルサイト（ふるさとチョイス、ふるまる等）からお申込みください。

3 希望する使途（いずれか1つにチェックをお願いします。）

- (1) 自立するまちづくりに関する事業
- (2) 心豊かな市民・教育・福祉に関する事業
- (3) 元気とにぎわいのまちづくりに関する事業
- (4) 安心・安全の美しいまちづくりに関する事業
- (5) 大和高田市マスコットキャラクターみくちゃんの活動に関する事業
- (6) 指定しない（分野を限定しない市政全般に対する寄附）。

4 ご寄附いただいた方のお名前の公表を予定していますので、公表の可否をお知らせください。

- 公表してよい。
- 匿名を希望する。

5 記念品の贈呈（寄附金額が5,000円以上の市外在住の方）

- 記念品を希望する。
- 記念品を希望しない。

※記念品コースの合計金額が寄附金額の範囲内であれば、複数の記念品コースから最大10品まで組み合わせることができます。

例・寄附金額50,000円以上で…30,000円コース×1つ+10,000円コース×2つ

・寄附金額100,000円以上で…50,000円コース×1つ+30,000円コース×1つ+10,000円コース×2つ

※記念品発送に当たり、必要な個人情報を事業者へ提供することがありますのでご注意ください。（個人情報に関しては大和高田市個人情報保護条例等に基づき厳正に取り扱います。）

	お礼の品番号	お礼の品	お礼の品金額		お礼の品番号	お礼の品	お礼の品金額
1			円	2			円
3			円	4			円
5			円	6			円
7			円	8			円
9			円	10			円
金額合計が寄附金額を超えていないかご確認ください。				お礼の品金額合計			円

6 お届け先情報（寄附者情報と異なる場合のみご記入ください。）

氏名（ふりがな） 電話番号 郵便番号・住所

7 寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）申請書の送付希望をお知らせください。

- 送付を希望する。
- 送付を希望しない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第19号

大和高田市篤志者感謝状規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市篤志者感謝状規則の一部を改正する規則

大和高田市篤志者感謝状規則(平成8年規則第54号)の一部を次のように改正する。

第2条中「寄附をなした者」の次に「(ふるさと大和高田応援寄附金制度による寄附については、返礼品を受け取った者及び市内在住の者を除く。)」を加える。

第4条の見出しを「(贈呈の時期)」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第20号

大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則

(大和高田市行政組織規則の一部改正)

第1条 大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表企画政策部の項係等の欄中「企画政策グループ」を「企画政策係」に改め、同表中「庁舎建設準備室」を「庁舎建設室」に、「庁舎建設準備係」を「庁舎建設係」に改め、同表中

「

市民部	市民課	窓口係 戸籍係 年金係
	人権施策課	推進係 男女共同参画推進係
	まちづくり振興室	自治振興課
	市民協働推進課	まちづくり推進係 防災係
	生活安全課	市民協働推進係
産業振興課	生活安全係	
	産業振興課	商工観光係 調査統計係 農業振興係

」

を

「

市民部	市民課	窓口係 戸籍係 年金係
	人権施策課	推進係 男女共同参画推進係
	自治振興課	まちづくり推進係
	市民協働推進課	市民協働推進係
	産業振興課	商工観光係 調査統計係 農業振興係
危機管理室	危機管理課	危機管理係
	生活安全課	生活安全係

」

に改め、同表福祉部の項係等の欄中「臨時福祉給付係」を削り、同表中

「

契約監理室		
-------	--	--

」を

「

契約監理室		契約係 検査係
-------	--	---------

」に改める。

第4条第1項企画政策部の部企画広報課の款中「企画政策グループ」を「企画政策係」に改め、

- 「
- (7) 指定管理者制度の統括及び総合調整に関すること。
 - (8) 総合教育会議に関すること。
- 」

- (9) 市のマスコットキャラクターに関すること。
- (10) 葛城広域行政事務組合との連絡調整に関すること。
- (11) 課内の他の係の補助に関すること。 」を
- 「 (7) ファシリティマネジメントに関すること。
- (8) 指定管理者制度の統括及び総合調整に関すること。
- (9) 総合教育会議に関すること。
- (10) 市のマスコットキャラクターに関すること。
- (11) 葛城広域行政事務組合との連絡調整に関すること。
- (12) 課内の他の係の補助に関すること。 」に改め、同款広報広聴係

の項中

- 「 (10) 課内の他のグループの補助に関すること。」を
- 「 (10) 課内の他の係の補助に関すること。 」に改める。

第4条第1項財務部の部中

「 庁舎建設準備室

- (1) 新庁舎建設の準備に関すること。」を

「 庁舎建設室

庁舎建設係

- (1) 新庁舎の建設に関すること。 」に改める。

第4条第1項市民部の部中

「 まちづくり振興室自治振興課

まちづくり推進係

- (1) 自治会との連絡調整に関すること。
- (2) まちづくり団体の支援に関すること。
- (3) 地域コミュニティ活動の推進及び支援に関すること。
- (4) 地縁による団体の認可に関すること。
- (5) きぼう号の運行に関すること。
- (6) 課内の他の係の補助に関すること。

防災係

- (1) 国民保護計画に関すること。
- (2) 地域防災計画に関すること。
- (3) 消防団及び奈良県広域消防組合との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛官の募集に関すること。
- (5) 課内の他の係の補助に関すること。

まちづくり振興室市民協働推進課

市民協働推進係

- (1) 協働によるまちづくりに関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) ボランティア活動及び特定非営利活動に関すること。
- (3) 市民活動団体の登録に関すること。
- (4) 市民交流センターに関すること(他課の所管に関する部分を除く。)
- (5) 大和高田市行政サービスコーナー設置規則(平成28年規則第40号)第3条各号に掲げる業務の取扱いに関すること。

まちづくり振興室生活安全課

生活安全係

- (1) 交通安全施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 交通安全思想の普及に関すること。

- (3) 交通安全運動の推進に関する事。
- (4) 交通安全施設の整備及び管理に関する事。
- (5) 放置自転車対策に関する事。
- (6) 違法駐車に対する広報及び啓発に関する事。
- (7) 自転車駐車場及び自動車駐車場の運営に関する事。
- (8) 安心・安全なまちづくり施策の企画及び総合調整に関する事。
- (9) 防犯意識の啓発及び高揚に関する事。
- (10) 地域安全活動の推進に関する事。
- (11) 犯罪被害者等の支援に関する事。

まちづくり振興室産業振興課

商工観光係

- (1) 商工業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 商工団体の育成に関する事。
- (3) 商店街の振興に関する事。
- (4) 中小企業に対する融資に関する事。
- (5) 特産物の振興に関する事。
- (6) 計量器に関する事。
- (7) 雇用対策及び労働問題に関する事。
- (8) 若者に対する就業支援に関する事。
- (9) 公益社団法人大和高田市シルバー人材センターに関する事。
- (10) 勤労青少年ホームに関する事。
- (11) 中心市街地商業等活性化事業に関する事。
- (12) 婚活施策に関する事。
- (13) 観光事業進行施策の企画及び総合調整に関する事。
- (14) 観光宣伝に関する事。
- (15) 観光施設の整備及び管理に関する事。
- (16) 観光行事に関する事。
- (17) 課内の他の係の補助に関する事。

」を

「自治振興課

まちづくり推進係

- (1) 自治会との連絡調整に関する事。
- (2) まちづくり団体の支援に関する事。
- (3) 地域コミュニティ活動の推進及び支援に関する事。
- (4) 地縁による団体の認可に関する事。
- (5) 婚活施策に関する事。
- (6) きぼう号の運行に関する事。
- (7) 課内の他の係の補助に関する事。

市民協働推進課

市民協働推進係

- (1) 協働によるまちづくりに関する施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) ボランティア活動及び特定非営利活動に関する事。
- (3) 市民活動団体の登録に関する事。
- (4) 市民交流センターに関する事(他課の所管に関する部分を除く。)
- (5) 大和高田市行政サービスコーナー設置規則(平成28年規則第40号)

第3条各号に掲げる業務の取扱いに関すること。

産業振興課

商工観光係

- (1) 商工業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 商工団体の育成に関すること。
- (3) 商店街の振興に関すること。
- (4) 中小企業に対する融資に関すること。
- (5) 特産物の振興に関すること。
- (6) 計量器に関すること。
- (7) 雇用対策及び労働問題に関すること。
- (8) 若者に対する就業支援に関すること。
- (9) 公益社団法人大和高田市シルバー人材センターに関すること。
- (10) 勤労青少年ホームに関すること。
- (11) 中心市街地商業等活性化事業に関すること。
- (12) 観光事業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
- (13) 観光宣伝に関すること。
- (14) 観光施設の整備及び管理に関すること。
- (15) 観光行事に関すること。
- (16) 課内の他の係の補助に関すること。

」に改め、同

部に次の款を加える。

危機管理室危機管理課

危機管理係

- (1) 防災、減災、国民保護等に関する危機の管理に係る総合調整に関すること。
- (2) 防災会議及び国民保護協議会に関すること。
- (3) 地域防災計画及び国民保護計画に関すること。
- (4) 災害応援協定に関すること。
- (5) 防災訓練その他防災に係る研修啓発等に関すること。
- (6) 非常用物資の調達及び管理に関すること。
- (7) 全国瞬時警報システム及び防災行政無線に関すること。
- (8) 消防団に関すること。
- (9) 自主防災組織に関すること。
- (10) 奈良県広域消防組合との連絡調整に関すること。
- (11) 自衛官の募集に関すること。

危機管理室生活安全課

生活安全係

- (1) 交通安全施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 交通安全思想の普及に関すること。
- (3) 交通安全運動の推進に関すること。
- (4) 交通安全施設の整備及び管理に関すること。
- (5) 放置自転車対策に関すること。
- (6) 違法駐車に対する広報及び啓発に関すること。
- (7) 自転車駐車場及び自動車駐車場の運営に関すること。
- (8) 安心・安全なまちづくり施策の企画及び総合調整に関すること。
- (9) 防犯意識の啓発及び高揚に関すること。

(10) 地域安全活動の推進に関する事。

(11) 犯罪被害者等の支援に関する事。

第4条第1項福祉部の部社会福祉課の款地域福祉係の項中「寝具乾燥消毒サービス事業」を「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業」に改め、同款臨時福祉給付係の項を削り、同部保護課の款中「保護グループ」を「保護係」に改め、「及びグループ」を削る。

第4条第1項保健部の部保険医療課の款医療係の項中「児童医療費」を「子ども医療費」に改める。

第4条第1項環境建設部の部土木管理課の款土木管理係の項中

「(3) 建設工事等の検査に関する事。

(4) 法定外公共物の維持管理に関する事。

(5) 災害復旧工事に関する事。

(6) 農業土木工事に関する事。

(7) 土地改良事業に関する事。

(8) 農業水利に関する事。

(9) 農業振興地域整備事業に関する事。

(10) 地籍調査に係る成果物の管理に関する事。

(11) 雨水ポンプ場の管理運営に関する事。

(12) 課内の他の係の補助に関する事。 」を

「(3) 法定外公共物の維持管理に関する事。

(4) 災害復旧工事に関する事。

(5) 農業土木工事に関する事。

(6) 土地改良事業に関する事。

(7) 農業水利に関する事。

(8) 農業振興地域整備事業に関する事。

(9) 地籍調査に係る成果物の管理に関する事。

(10) 雨水ポンプ場の管理運営に関する事。

(11) 課内の他の係の補助に関する事。 」に改め、同部中

「 契約監理室

(1) 契約事務の指導、審査及び総括に関する事。

(2) 工事若しくは製造の請負、工事に係る調査、設計、監理等の委託又は清掃（一般廃棄物に係るものを除く。）、警備等の委託に関する入札及び契約の締結（他課で処理するものを除く。）に関する事。ただし、検査を除く。

(3) 物品（医療機器、医薬材料、薬品等特殊なものを除く。）購入の入札及び契約の締結に関する事。ただし、検収を除く。

(4) 入札参加者の資格審査及び選定に関する事。 」

を

「 契約監理室

契約係

(1) 契約事務の指導、審査及び総括に関する事。

(2) 工事若しくは製造の請負、工事に係る調査、設計、監理等の委託又は清掃、警備等の委託に係る入札（他課で処理するものを除く。）に関する事。

(3) 物品（医療機器、医薬材料、薬品等特殊なものを除く。）購入の入札に関する事。

(4) 入札参加者の資格審査及び選定に関する事。

(5) 課内の他の係の補助に関する事。

検査係

- (1) 建設工事等の検査総括に関すること。
- (2) その他建設工事等検査に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 課内の他の係の補助に関すること。

に改める。

第18条第3号中「大和高田市行政サービスコーナー設置規則」の次に「(平成28年規則第40号)」を加え、同条第6号中「大和高田市総合会館規則」の次に「(平成4年規則第6号)」を加える。

第19条第1項中「昭和26年法律第45号」を「昭和26年条例第25号」に改める。

(大和高田市生活安全推進協議会規則の一部改正)

第2条 大和高田市生活安全推進協議会規則(平成10年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第9条中「まちづくり振興室」を「危機管理室」に改める。

(大和高田市行政サービスコーナー設置規則の一部改正)

第3条 大和高田市行政サービスコーナー設置規則(平成28年規則第40号)の一部を次のように改正する。

第5条中「まちづくり振興室」を削る。

(大和高田市農業委員候補者評価委員会運営規則の一部改正)

第4条 大和高田市農業委員候補者評価委員会運営規則(平成28年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第11条中「まちづくり振興室」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

訓令第2号

大和高田市決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市決裁規程等の一部を改正する訓令

(大和高田市決裁規程の一部改正)

第1条 大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3 市民部の項第1号に次のように加える。

キ 協働施策に関すること。

別表第2の3 市民部の項第2号を次のように改める。

(2) 危機管理室長の専決事項

ア 危機管理における庁内調整に関すること。

イ 関係機関及び団体との連携調整に関すること。

別表第2の3 市民部の項第5号中「まちづくり振興室」を削り、同号ア中「及び防災」を削り、同項第6号中「まちづくり振興室」を削り、同項第7号を削り、同項第8号中「まちづくり振興室」を削り、同号を第7号とし、同項に次の2号を加える。

(8) 危機管理室危機管理課長の専決事項

ア 危機管理に関する資料収集及び作成に関すること。

(9) 危機管理室生活安全課長の専決事項

ア 交通安全及び生活安全対策に関する資料の収集及び作成に関すること。

- イ 自動車駐車場及び自転車駐車場の使用許可に関する事。
 - ウ 放置自転車等の移動・保管の処理に関する事。
 - エ ふれあい交通広場の使用許可に関する事。
- 別表第2の6 環境建設部の項第2号に次のように加える。
- エ 検査事務に係る指導の方法に関する事。

(大和高田市公募型補助金審査選考委員会設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市公募型補助金審査選考委員会設置要綱(平成22年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「まちづくり振興室長」を「市民部長」に改める。

第8条中「まちづくり振興室」を削る。

(大和高田市青年等就農計画認定審査会設置要綱の一部改正)

第3条 大和高田市青年等就農計画認定審査会設置要綱(平成29年訓令第9号の2)の一部を次のように改正する。

第6条中「まちづくり振興室」を削る。

(大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱の一部改正)

第4条 大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱(平成28年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 危機管理課長

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

告示第47号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第14条第1項の規定により電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

公印に関する事項

公印の名称	市長印
寸法	方21mm
使用する理由	業務システム調整に伴い、事務の迅速化及び効率化を図るため。
使用開始年月日	平成30年4月1日
印影	省略(市役所前掲示場に掲示済み)

使用する文書

担当課	文書の名称
児童福祉課	児童手当・特例給付認定通知書、児童手当・特例給付認定請求却下通知書、児童手当・特例給付額改定通知書、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書、児童手当・特例給付支払通知書、児童手当・特例給付支払差止通知書、児童手当・

	特例給付支払差止解除通知書、児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当認定請求却下通知書、児童扶養手当額改定通知書、児童扶養手当資格喪失通知書、児童扶養手当支給停止通知書、児童扶養手当支給停止解除通知書、有期認定通知書、児童扶養手当支払差止通知書、児童扶養手当支払差止解除通知書、児童扶養手当支給期間延長通知書、児童扶養手当現況届提出命令書、児童扶養手当一部支給停止適用除外決定通知書、児童扶養手当受給資格者台帳（写し）の送付について（依頼）、児童扶養手当受給資格者台帳（写し）の送付について
環境衛生課	火葬場使用許可書、還付通知書、充当通知書、催告書、督促状
学校教育課	支給認定証、支給認定通知書
介護保険課	要介護認定等申請受理通知書、要介護認定・要支援認定等延期通知書、要介護認定・要支援認定等結果通知書、要介護状態区分変更通知書、要介護認定・要支援認定等却下通知書、サービス種類指定・変更通知書、要介護認定・要支援認定取消通知書、資格者証、他市町村住所地特例者連絡票、住所地特例施設退所通知書、支払方法変更予告通知書、支払方法変更通知書、支払一時差止通知書、支払一時差止等予告通知書2号、支払一時差止等処分通知書2号、滞納保険料控除通知書、給付額減額通知書、特徴仮徴収のお知らせ、保険料納入通知書、保険料納入（変更）通知書、給付減免更新のお知らせ、介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書、特定負担限度額・利用者負担額減額免除決定通知書（旧措置者）、訪問介護利用者負担額減額決定通知書、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書、給付費通知書、償還払支給決定通知書、受領委任払いのお知らせ、その他償還支給決定通知書、高額介護サービス費給付のお知らせ、高額介護サービス費相当給付のお知らせ、高額合算支給決定通知書、所得照会書、追加支給額のお知らせ、追加支給額通知書、非課税年金額照会書、支給額計算結果連絡票、自己負担額証明書、負担割合証送付のお知らせ、介護保険給付減免更新のお知らせ、還付通知書、充当通知書、催告書
保育課	保育所（園）利用承諾通知書兼保育料決定通知書、利用承諾通知書、保育料決定通知書、保育料変更通知書、保育実施解除通知書、入所（園）保留通知書、督促状、支給認定通知書、支給認定証
営繕住宅課	収入認定通知書、収入超過者認定通知書、高額所得者認定通知書
保険医療課	国民健康保険税納税通知書、国民健康保険税変更通知書兼特別徴収開始（停止）通知書、所得の申告内容及び課税状況について、国民健康保険脳ドック補助金交付決定通知書・受診券、後期高齢者医療保険料納入（変更）通知書、後期高齢者医療保険料納入（変更）通知書 兼 特別徴収停止通知書、還付通知書、特徴仮徴収額通知書、福祉医療費受給資格証
収納対策室	催告書、財産照会帳票、他市町村実態調査書、住民票・戸籍謄本交付申請書、登記簿謄本交付申請書、還付通知書、充当通知書
税務課	普徴納税変更通知書、年金特徴仮徴収中止のお知らせ、個人住民税扶養親族の所得状況について、更正決定通知書、減免決定通知書（身体障害者用）、減免決定通知書（公益車両用）、課税物件異動通知書、固定資産税（都市計画税）変更通知書
社会福祉課	精神障害者医療費受給資格証
教育総務課	還付通知書、充当通知書、納付証明書、催告書、分納誓約書
企画広報課	寄附金受領証明書

告示第48号

大和高田市新規就農者応援補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市新規就農者応援補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、新規就農者の確保及び就農の定着に資するため、農業用機械等の導入に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の認定を受け、市内において耕作する者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を備える者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、農業経営以外への汎用性の高いものの取得に要する経費を除く。

- (1) 農業用機械の取得に要する経費
- (2) 前号の農業用機械にその機能を高め、又は他の用途を可能にするため備え付ける器具、機械等の取得に要する経費
- (3) 農業用車両の取得に要する経費
- (4) 農業用施設(農業用機械の保管、農産物の貯蔵及び農産物の仕分け、包装又は荷造りその他これらに類する作業の用に供する建築物をいう。)の取得に要する経費
- (5) 農業用資材(耐用年数3年以上)の取得に要する経費
- (6) その他市長が新規就農者の安定的な農業経営に必要と認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新規就農者応援補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し、領収書の写し、見積書の写し等の補助対象経費の明細を確認できる書類
- (2) 補助対象となった農業用機械等(以下「対象機械等」という。)の写真
- (3) 住民票及び納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、新規就農者応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことに決定したときは、新規就農者応援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付請求は、新規就農者応援補助金交付請求書(様式第4号)によるものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定後5年以内に市内での耕作をやめたとき。
- (3) 対象機械等を専ら農業以外の用途に供していることが判明したとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

新規就農者応援補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

住 所

氏 名

印

補助金の交付を受けたいので、大和高田市新規就農者応援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請者の営む農業の種類
- 2 申請者の営む農業の開始日
- 3 対象機械等の名称
- 4 対象機械等取得年月日
- 5 交付申請金額
- 6 添付書類

様式第2号(第6条関係)

大和高田市指令第 号

年 月 日

様

大和高田市長

印

新規就農者応援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった新規就農者応援補助金の交付について、次のとおり決

告示第49号

大和高田市国民保護協議会運営要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市国民保護協議会運営要綱等の一部を改正する告示

(大和高田市国民保護協議会運営要綱の一部改正)

第1条 大和高田市国民保護協議会運営要綱(平成18年告示第76号)の一部を次のように改正する。

第6条中「まちづくり振興室自治振興課」を「危機管理室危機管理課」に改める。

(大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱(平成28年告示第70号の2)の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり振興室」を削る。

(大和高田市交通指導員設置要綱の一部改正)

第3条 大和高田市交通指導員設置要綱(平成5年告示第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「まちづくり振興室」を「危機管理室」に改める。

(大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部改正)

第4条 大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱(平成22年告示第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号及び第4号中「まちづくり振興室」を削る。

(大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正)

第5条 大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱(平成25年告示第87号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「まちづくり振興室」を削る。

(大和高田市防災行政無線局運用管理規程の一部改正)

第6条 大和高田市防災行政無線局運用管理規程(平成4年告示第44号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「自治振興課長」を「危機管理課長」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

告示第57号

歳入の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項及び第158条の2第6項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項並びに子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令213号)附則第8条第1項の規定により告示する。

平成30年4月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 委託事務の範囲

市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料、し尿汲み取り手数料及び学校給食費

2 受託する者の名称及び所在地

株式会社南都銀行	奈良県奈良市橋本町16番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セコマ	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 指定代理納付者の名称及び所在地

名称	所在地
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

軽自動車税（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

告示第71号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

平成30年5月8日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 職権消除日 平成30年5月8日

2. 職権消除される者

省略（市役所前掲示場に掲示済み）

告示第72号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定によ

り利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成30年5月15日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成30年8月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年2月1日から平成30年2月28日までの間

告示第73号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成30年5月18日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 引取期間 公示の日から2週間(屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間)

2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。

3. 引取時間 午前9時から午後5時まで(ただし、土日祝日を除く。)

4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課

TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	理創住販有限会社	のぼり	1	市内	平成30年5月16日	平成30年5月16日	市役所西駐車場

告示第74号

平成30年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年5月29日

大和高田市長 吉田 誠克

記

1. この納税通知書の発送年月日

平成30年4月10日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成30年5月1日

変更後 平成30年7月31日

3. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場に掲示済み）

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年5月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成30年5月31日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 平成30年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 2 平成30年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）専決処分
平成30年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		9,900	253,696	263,596
	2. 雑入	9,899	253,696	263,595
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳入合計		9,900	253,696	263,596

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	253,696	253,696
	1. 繰上充用金	0	253,696	253,696
補正されなかった科目に係る額		9,900	0	9,900

歳 出 合 計	9,900	253,696	263,596
---------	-------	---------	---------

「第3款 繰上充用金」を新設する。

平成30年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343,401千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ377,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		21,616	343,401	365,017
	1. 使用料	21,616	343,401	365,017
補正されなかった科目に係る額		12,784	0	12,784
歳 入 合 計		34,400	343,401	377,801

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	343,401	343,401
	1. 繰上充用金	0	343,401	343,401
補正されなかった科目に係る額		34,400	0	34,400
歳 入 合 計		34,400	343,401	377,801

「第3款 繰上充用金」を新設する。

公 告

公告第29号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年5月11日

大和高田市長 吉田 誠克

公告第30号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年5月14日

大和高田市長 吉田 誠克

公告第31号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月18日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	大和高田市消防団第7分団車庫兼詰所建替工事
2 工事場所	大和高田市 大字奥田 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年2月8日(金)まで (※現場施工は平成30年7月9日(月)より)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成29年度大和高田市格付け等級がA又はB級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と

	<p>同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月21日(月)から平成30年5月25日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月28日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年5月21日(月)から平成30年5月25日(金)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年6月6日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年6月7日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月11日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p>

	大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年6月12日(火) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
1 7 最低制限基準比較価格	¥42,280,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会告示第8号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年5月9日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成30年5月15日(火) 午後3時00分～

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 平成30年度大和高田市青少年補導会 感謝状授与について

- 第2号 第35回大和高田市スポーツ少年大会開催要綱(案)について
- 第3号 後援願いについて
- 第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第7号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年5月28日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1. 日 時 平成30年6月1日(金) 午前9時00分
- 2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 在外選挙制度における出国時申請について
第4号 平成30年9月1日現在の選挙人名簿の登録日について
第5号 その他

農業委員会

農業委員会告示第4号

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年4月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

- 日 時 平成30年5月10日(木) 午後3時
- 場 所 市役所 3階 東会議室
- 議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による申請の件
第4号 農地法第18条第6項について通知の件
第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画について
第7号 その他

農業委員会告示第5号

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年5月28日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

- 日 時 平成30年6月8日(金) 午後3時
- 場 所 市役所 3階 東会議室
- 議 案

- 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
- 第2号 農地法第5条規定による申請の件
- 第3号 農地法第18条第6項について通知の件
- 第4号 その他

公営企業

上下水道事業告示第12号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

平成30年6月1日

(上下水道事業管理者)
大和高田市長 吉田 誠克

業者名	代表者名	所在地
竹上電気水道商会	竹上 督治	奈良県高市郡明日香村立部115

上下水道事業告示第13号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成30年6月1日

(上下水道事業管理者)
大和高田市長 吉田 誠克

業者名	代表者名	所在地
(株)タケガミ電気水道	竹上 督治	奈良県橿原市久米町552番地の2

上下水道事業公告第11号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月16日

(上下水道事業管理者)
大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	測量業務委託(池田・有井・大中東町)
2 履行場所	大和高田市 池田・有井・大中東町 地内
3 履行期間	契約締結日から平成30年9月28日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	<p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月17日(木)から平成30年5月23日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月24日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成30年5月17日(木)から平成30年5月23日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所</p>

	大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 平成30年5月30日(水) 午後5時まで (2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850 (3) 回答期限 平成30年5月31日(木) 午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成30年6月3日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年6月4日(月) 午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。

17 最低制限基準比較価格	¥1,530,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第12号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月16日

(上下水道事業管理者)
大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	測量業務委託(西町・大中東町・内本町)
2 履行場所	大和高田市 西町・大中東町・内本町 地内
3 履行期間	契約締結日から平成30年9月28日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。

	<p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月17日(木)から平成30年5月23日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月24日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成30年5月17日(木)から平成30年5月23日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年5月30日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月31日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月3日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p>

	(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年6月4日(月) 午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥1,380,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

正誤

平成30年4月10日付け大和高田市公報第351号(原稿誤り)

頁	行	誤	正
43	30、31及び32、33	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者	平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者
43	38、39及び41、42	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者	平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者
44	1、2及び4、5	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料	平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた

		表(2)の適用を受けていた者	者
44	9、10及び12、13	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者	平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者

平成30年5月10日付け大和高田市公報第352号(原稿誤り)

頁	行	誤	正
29	43	④申請者 ⑤扶養義務者	対象者 配偶者 扶養義務者
30	3	④申請者 ⑤扶養義務者	対象者 配偶者 扶養義務者